

津島やすらぎの里
指定管理者候補者選定要領

宇和島市産業経済部商工観光課

津島やすらぎの里指定管理者候補者選定要領

第1 指定管理者候補者の選定

- 1 市長は、津島やすらぎの里指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり、津島やすらぎの里指定管理者候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）の選定結果により、候補者を決定する。
- 2 市長は、委員会の選定した候補者に異議があるときは、委員会に再審議を求めることができる。

第2 委員会の会議

- 1 委員会は、津島やすらぎの里の指定管理者となることを希望する法人その他の団体（以下「団体」という。）から提案された事業計画、収支計画その他について審査を行い、候補者を選定する。
- 2 委員会は、審議を終えた後、選定結果を取りまとめた報告書を作成し、委員長が市長に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の会議は、津島やすらぎの里指定管理者候補者選定審査委員会設置要領の規定による。

第3 選定及び審査の基準

- 1 選定及び審査基準は、別表のとおりとする。
- 2 選定及び審査基準の合計点数は、100点とする。
- 3 選定及び審査基準の合計点数に選定委員の人数を乗じて得た点数の概ね6割を審査基準点とする。

第4 選定及び審査の方法

- 1 審査は、団体から提出された書類の審査、当該書類の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答により行う。
- 2 委員会は、別表により前項に規定する審査を行い、各選定委員の採点の合計（以下「評価点」という。）の高い順番に順位を付し、高い順位の団体を上位者として、その順位と審査基準点を考慮し選定委員の合議により候補者の決定を行うものとする。なお、申請団体が1団体であった場合においても委員会による審査を行うものとする。
- 3 評価点の最も高い団体が2以上あるときは、委員の過半数の支持を得た団体を上位者とする。この場合において、団体に対する委員の支持が同数となった場合は、

委員長が上位者を決定するものとする。

4 審査の結果、全ての団体が適正でないと委員会が判断した場合は「候補者なし」とする。

第5 選定結果の通知

市長は、委員会の決定に基づき候補者となるべき団体を選定し、その選定結果について速やかに団体に対し通知する。

第6 選定結果の公開

市長は、次に掲げる事項について、市のホームページで公開する。

- (1) 公の施設名
- (2) 候補者として選定された団体名
- (3) 選定の理由
- (4) 候補者及び他の団体の評価点
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則

この要領は、令和3年12月13日から施行し、市と候補者が覚書を締結したとき、その効力を失う。

【津島やすらぎの里指定管理者候補者】選定及び審査基準

選定基準及び審査基準項目		配 点	
1	住民の平等な利用が確保されること。(宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1号)		
	平等性の確保(利用者の平等な利用の確保についての考え方や取り組みは適切か。)	5	5
2	申請団体の計画する事業の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。(宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2号)		
	(1)施設の経営方針(受託への熱意、意欲が感じられ、市の方針及び施設の設置目的・業務・現状を理解し、明確な将来展望をもち、団体の経営方針は指定管理者として相応しいものか。)	5	40
	(2)施設整備への提案(施設整備について、ノウハウや経験を踏まえ魅力的で実効性のある提案を示しているか。)	10	
	(3)自主事業計画等(施設の効用を活用した具体的で実効性のある計画が示されているか。)	10	
	(4)利用促進への取り組み(利用者への情報提供等、安定した利用者の確保ができる提案はあるか。)	5	
	(5)サービスの向上(提案内容にサービス向上につながる創意工夫が認められるか。)	5	
(6)地域貢献度及び地元精進度(地元の企業や人材の活用等により地域との連携を図り、地域で事業を円滑に実施する能力を有しているか。)	5		
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。(宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第3号)		
	〔物的能力〕		
	(1)申請団体の財務状況(団体の経営基盤は安定し、経営状況に問題はないか。)	5	20
	(2)類似事業の実績、ノウハウ(類似施設の実績があるなど必要な管理運営能力が期待できるか。)	5	
	(3)施設及び設備の維持管理に関する業務への考え方と取り組み(施設や設備の維持管理や保守点検に必要な基準や仕様を満たす体制が示されているか。)	5	
	(4)資金計画(初期費用や運転資金の調達方法は具体的で確実なものが示されているか。)	5	
	〔人的能力〕		
	(1)管理運営体制(業務遂行に必要な職員体制、配置人員及び現場責任者や有資格者の配置の考え方は適切か。また、職員研修及び業務指導等に関する計画や方針は示されているか。)	5	10
(2)利用者トラブルの未然防止や緊急時の対策(利用者トラブル未然防止策、事故や災害時等緊急時の連絡体制は適切であるか。)	5		
4	当該公の施設の管理に要する経費を縮減できる見込みがあること。(宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第4号)		
	(1)管理運営経費の縮減方法等(経費縮減のための方策は適切であるか。)	5	25
	(2)収支計画(収支計画の内容が適正かつ実現可能であるか。)	10	
	(3)施設の修繕等における考え方(修繕等の官民区分の金額設定や故障予防保全等の考え方が適切であるか。)	5	
	(4)納付金の考え方(収支計画及び修繕等の官民区分の内容に見合った考え方となっているか。)	5	
5	宇和島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第5号の規定を満たす団体であること。		
	(1)登記簿の全部事項証明書等による団体の役職員(特別職、議員の就任)の確認	適・否	
	(2)募集要項中の「応募資格」による資格要件の確認	適・否	
合 計		100点	100点